

足利市監査公表第1号  
平成25年1月31日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩崎 勝

足利市監査委員 岡本 篤典

足利市監査委員 黒川 貫男

記

1 監査の種類 定例監査

2 監査実施日 平成24年11月16日 都市建設部

11月28日 農業委員会事務局、行政委員会事務局

12月21日 福祉部

12月26日 会計課、議会事務局

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監査結果
都市建設部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
農業委員会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
行政委員会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
福祉部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 (いきいき長寿課) ・業務委託に係る見積り手続において、見積結果表を作成する際に金額を誤記し、その金額で契約書を作成したものがあった。
会計課	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
議会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。